

横須賀市報

第1931号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

◇公金の収納に関する事務の委託について…………… 15647

◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について…………… //

◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… //

◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について…………… //

◇道路区域変更及び供用開始について…………… //

公 告

◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… 15648

◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //

◇開発行為の工事完了について…………… //

◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達…………… //

◇地域計画変更案の縦覧について…………… //

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //

◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 15649

◇指定下水道工事店の指定について…………… //

◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //

◇指定下水道工事店の所在地の変更について…………… //

農業委員会告示

◇農業委員会総会の招集について…………… //

正 誤

進センターの利用料金の額の承認について)に係る健康増進センターの利用料金について、令和8年3月29日の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和8年3月10日

横須賀市長 上地克明

- 1 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設(健康増進部門に限る。)
- 2 対象者
次の各号のいずれかに該当する者
(1) 本市の区域内に住所を有する者
(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 3 利用料金の額
無料

横須賀市告示第28号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和8年3月10日

横須賀市長 上地克明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和7年 11月1日	シフト一騎塚薬局	横須賀市林1丁目23番6号水野ビル1F
令和8年 1月1日	日本調剤 米が浜薬局	横須賀市米が浜通1丁目8番地8

横須賀市告示第29号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和8年3月10日

横須賀市長 上地克明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和7年 12月31日	日本調剤 米が浜薬局	横須賀市米が浜通1丁目8番地6

横須賀市告示第30号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和8年3月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和8年3月10日

横須賀市長 上地克明

告 示

横須賀市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年3月10日

横須賀市長 上地克明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
ビットデザイン株式会社
東京都千代田区大手町2丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年3月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第11条第1項に定める使用料)
- 5 委託の期間
令和8年3月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第27号

健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第4条第4項の規定により、令和4年横須賀市告示第57号(健康増

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
100	旧	追浜町3丁目6番の3地先から 追浜町3丁目5番の13地先まで	メートル 1.8~2.3	メートル 30.6

	新	追浜町3丁目6番の3地先から 追浜町3丁目6番の3地先まで	1.9	9.7
1,274	旧	大矢部5丁目71番の4地先から 大矢部5丁目68番の3地先まで	1.5～1.6	36.3
	新	大矢部5丁目72番の12地先から 大矢部5丁目68番の3地先まで	1.5～4.1	52.3

公 告

横須賀市公告第37号 (令和8年2月27日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第38号 (令和8年2月27日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第39号 (令和8年2月27日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和8年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び 許可番号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和7年5月23日 令7開第5号	令和8年2月13日 令7第18号	横須賀市大矢部5丁目75番1ほか 11筆	横須賀市日の出町一丁目7番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第40号 (令和8年3月3日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和5年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第3期分	令和8年2月3日
		第4期分	令和8年2月3日
令和7年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第2期分	令和7年12月9日
			令和8年2月13日
		第3期分	令和7年11月27日
			令和7年12月9日
			令和8年2月3日
			令和8年2月13日
		第4期分	令和8年2月3日
			令和8年2月9日
		7月随時分	令和8年2月13日
			令和8年1月29日

		令和8年2月9日
固定資産税 都市計画税	第3期分	令和8年1月29日

(別紙略)

横須賀市公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更するので、同条第7項の規定により、次のとおり当該地域計画の変更案を横須賀市経済部農水産業振興課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該地域計画の変更案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和8年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 地域計画を変更する地域
北下浦地区、長井地区、武山地区及び大楠地区の農業振興地域
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第6号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和8年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
697	株式会社長澤設備	長澤和幸	横浜市金沢区釜利谷西一丁目49番9号	令和8年2月12日	令和13年2月11日
698	株式会社サン	関口幸一	大和市代官二丁目6番地10	令和8年2月16日	令和13年2月15日
699	佐藤水工	佐藤拓也	横須賀市西浦賀3丁目2番19号	令和8年2月17日	令和13年2月16日

横須賀市上下水道局告示第7号
 指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。
 令和8年3月10日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
645	長澤設備	長澤和幸	横浜市金沢区釜利谷西1丁目49番9号	令和8年2月6日

横須賀市上下水道局告示第8号
 横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和12年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。
 令和8年3月10日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須457	株式会社長澤設備	長澤和幸	横浜市金沢区釜利谷西一丁目49番9号	令和8年2月12日

横須賀市上下水道局告示第9号
 指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和8年3月10日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	届出年月日
須433	長澤設備	長澤和幸	横浜市金沢区釜利谷西一丁目49番9号	令和8年2月6日

横須賀市上下水道局告示第10号
 令和6年横須賀市上下水道局告示第14号により指定した指定下水道工事店株式会社リウォータは、次のとおり所在地を変更しました。

令和8年3月10日
 横須賀市上下水道事業管理者
 横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須335	株式会社リウォータ	浅野貴光	横浜市神奈川区菅田町771番地2	横浜市神奈川区菅田町985番地37

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第3号（令和8年3月2日 掲 示 済）
 令和8年第3回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
 令和8年3月2日
 横須賀市農業委員会
 会長 岩澤 健和
 1 日時 令和8年3月10日午後3時
 2 会議開催の場所 横須賀市役所302会議室

- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 非農地証明申請について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - (6) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
 - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

正 誤

令和 7 年 3 月27日付け横須賀市報号外第 3 号16ページ横須賀市条例第15号中

面 積 等		市 内	市 外
301 平方メートル未満のもの	空気調和設備のないもの	円 400	円 800
	空気調和設備のあるもの	600	1,200
301 平方メートル以上のもの	空気調和設備のないもの	600	1,200
	空気調和設備のあるもの	900	1,800

は

面 積	市 内	市 外
301 平方メートル未満のもの	円 600	円 1,200
301 平方メートル以上のもの	900	1,800

の誤り

令和 7 年12月17日付け横須賀市報号外第18号 7 ページ横須賀市条例第67号中

円 2,100	円 2,800	円 2,100	円 4,900	円 4,900	円 7,000
3,200	4,200	3,200	7,400	7,400	10,600
4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000
6,300	8,400	6,300	14,700	14,700	21,000

は

円 2,100	円 2,800	円 2,100	円 4,900	円 4,900	円 7,000
3,200	4,200	3,200	7,400	7,400	10,600
4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000
6,300	8,400	6,300	14,700	14,700	21,000

の、

同号24ページ横須賀市規則第77号中「第 5 条第 6 号」は「第 5 条第 6 項」の、同ページ横須賀市規則第78号中

マット B	170	1 枚	長さ 3 メートル
-------	-----	-----	-----------

は

マット B	170	1 枚	長さ 3 メートル
マット C	90	1 枚	長さ 1.8 メートル

の

いずれも誤り